

京都市訓令甲第 15 号

看護短期大学

京都市学長等専決規程の廃止について次のように定める。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市学長等専決規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)